

**岩手県
災害派遣福祉チーム**

活動マニュアル【活動編】

V e r . 1 (平成 26 年 2 月版)

平成 25 年度岩手県災害派遣福祉チーム員登録研修 資料
(独立行政法人福祉医療機構平成 25 年度社会福祉振興助成事業)

もくじ

- はじめに P 4
 - 1 チーム創設の経緯と意義
 - 2 活動の目的
 - 3 機構の組織体制
 - 4 チームの組織体制
- 派遣想定 P 13
 - 1 想定される災害
 - 2 想定される期間
 - 3 想定される活動場所
 - 4 想定される支援対象者
- 機構本部（県）・事務局（県社協）の活動 P 16
 - 1 機構本部（県）の平常時の役割
 - 2 機構事務局（県社協）の平常時の役割
 - 3 大規模災害時の機構本部（県）の役割
 - 4 大規模災害時の機構事務局（県社協）の役割
- チーム員の活動 P 20
 - 1 平常時の体制
 - 2 災害発生時の待機から派遣指示まで
 - 3 出動
 - 4 被災地到着時の動き
 - 5 活動初期対応
 - 6 活動の実際
 - 7 引き上げ

【別添】様式集

資料編

はじめに

1 チーム創設の経緯と意義

2011.3.11 東日本大震災津波

岩手県では、東日本大震災津波により、災害関連死を含め死者約5,000人、行方不明者1,150人、家屋倒壊25,000という大きな被害に見舞われた。また、避難者は、発災直後に54,400人（県人口の4.1%）という数まで達した。

職能団体等の活動から

そのような中にあって、各種の職能団体等も全国ネットワークを活かし避難者等に対する支援活動を展開したが、初期には団体毎の活動に止まり連携不足等による弊害が生じた。これを憂慮した岩手県社会福祉士会、岩手県介護福祉士会、岩手県地域包括・在宅介護支援センター協議会の代表者等が、他の団体にも呼び掛け、組織的な支援活動の展開を図るべく、3月30日に岩手県社会福祉協議会を事務局とした「岩手県内職能団体等による災害支援会議」を設置した。

同災害支援会議において、県内職能団体による災害ボランティア派遣システムについて基本合意が得られたが、実際の派遣に向けて、参加機関・団体との調整等に時間を要し、要綱の策定は4月末となり、実際の派遣は5月に入ってからの開始となった。

（構成団体）

県社会福祉士会 県介護福祉士会 県地域包括・在宅介護支援センター協議会
県介護支援専門員協会 県精神保健福祉士会 県医療ソーシャルワーカー協会
県ホームヘルパー協議会 県介護老人保健施設協会 県認知症高齢者グループホーム協会
いわてリハビリテーションセンター（10団体）
岩手県社会福祉協議会（事務局）

（主な活動）

- 活動を開始した初期（5月～8月）には、現地ボランティアセンター職員と共に、避難所、仮設住宅、被災住宅を巡回し、ニーズ調査とニーズに合わせた他機関へのつなぎに協力した。
- 避難所が閉鎖されてからは、地域のふれあいきいきサロンの立ち上げに協力した。開設したサロン内でのよろづ相談により支援を行った。
- サロン活動が一定程度定着後には、被災者の支援にあたる生活支援相談員やボランティアを対象として、専門研修等の講師役として活動した。

東日本大震災では、専門職の派遣までに時間を要したことから、避難所では発災直後から様々な福祉的問題が起きており、派遣員はこの活動を通じて、緊急時（発災～5日程度）における福祉的視点に立った対応の必要性を痛感するところとなった。

活動から見えた課題・教訓

- 課題等**
- 認知症の高齢者等、要介護高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児等が一般避難者と同一の空間で過ごしており、そのため様々なトラブルが発生。中には避難所を出て自家用車内で避難生活をしている実態があった。
 - 連絡・通信手段をもっていない方や、情報を得る手段のない方が、先の見通しを持てずに、精神的に不安定な状態であった。
 - 環境面の問題として、パーテーションがなく、プライバシーが確保されていなかつたり、着替えスペースがないことから、特に女性が避難所生活に困難を抱えていた。また、授乳スペースの問題や、女性の下着干場がないことも女性には辛いことであった。
 - 男性・女性用トイレが隣り合わせに設置されるなど、設置場所に配慮がなされなかつたことから、女性には大変不便を強いる状況であった。また、身障用(洋式)のトイレの設置がなかったところも多く、障がいのある方には辛い環境であった。
 - 離乳食、高齢者食や食物アレルギーのある子どもの食べ物の提供がなかつたため、それらの食事を必要とする方が、食べるものがいという状況が見られた。
 - 一度に大勢の多職種団体が避難所に入り、重複した聞き取り調査や支援を行ったことから、「何度も同じことを聞かれる」などといった、避難者に心的負担をかけてしまうようなことがあった。
 - 支援が必要な高齢者や精神障がい者がいたにもかかわらず、対応する人がボランティアに限られていたため、個別・継続的なかかわりが不十分な状況であった。
- 教訓等**
- 認知症など介護を要する高齢者や障がい者、妊婦・乳幼児など支援を要する方について、その状態に応じて配慮された空間を設けることで、二次的な被害(状態の重度化、関連死など)の発生を最小限にし、福祉的な「減災」につなげることが可能ではないか。
 - 福祉的な配慮を有する、例えばコミュニケーションについて問題のある方の早期把握や適切な対応が図られることにより、精神的負担の軽減につなげることが可能ではないか。
 - 避難所設置の初期段階で、仮設トイレの設置場所や設置方法(男性・女性トイレを十分に離す等)、着替え場所・授乳場所・物干し場などの確保など、環境整備に関する適切な助言を行うことにより、負担を軽減する避難所環境の整備が可能ではないか。
 - 医療チームが対応(トリアージ)した後の、福祉的な関わりが必要なケースについて、初期的段階から情報等を共有化することによって、福祉的対応が迅速に行なうことが可能ではないか。
 - その他、福祉専門職で組織するチームは、見逃されがちな福祉課題にも目を向け、問題の解決につなげる調整や、ネットワークづくりなどの支援を得意としていることから、被災者個人のみならず、家族、近隣者、ボランティア等、それらを取り巻く周辺者の関係性や課題にも着目する、ソーシャルワークの視点での活動の展開が可能ではないか。

岩手県内職能団体等による災害支援会議のメンバーは、自らの活動を通じて、発災直後の避難所における初期対応の重要性を改めて強く認識した。

このため、職能団体連名による次のような要望書を、平成24年3月23日に岩手県知事に提出した。

《提出された要望書》

「災害派遣福祉チーム」の組織化に向けた要望について

東日本大震災津波による尽大なる被害を目の当たりにし、県内外の福祉関係職能団体等が連携・協働して沿岸被災地のニーズに合わせた支援活動を行うため、災害の発生直後に岩手県社会福祉協議会が調整役となって、災害ボランティア派遣システムを構築しました。

現在に至るまで福祉等専門職の派遣活動を展開してきたところであり、今後においても継続した支援活動に取組んでいくこととしております。

災害時の避難所や福祉避難所における要援護者の支援対策については、これまでにも検討されてきたところですが、今般の大災害の発生に際しても、沿岸被災地域に設置された避難所において、要援護者のみな ragazzi、避難されている全ての方々に関わる様々な問題の発生が見られ、特に福祉分野における支援については、急性期から中長期に至るまで長期継続的な支援の必要性が求められたところであり、初期対応のあり方等を含め、反省すべきところがあったものと認識しているところです。

このことから、これまで県内外の福祉関係職能団体等が行ってきた支援活動を通じて見えてきた諸課題を整理・検証した結果として、今後、大規模災害の発生時に開設される避難所や福祉避難所において、高齢者や障がい者、乳幼児など、なんらかの援護を必要とする方々への適切な対処方策や、避難所環境の改善など、様々な福祉課題に対応するための備えが必要と認められます。

つきましては、避難所や福祉避難所で起こりうる問題の解決や、県内外からの支援の調整を図るため、特にも、急性期に活動できる機動性・専門性を兼ね備えた支援チームの創設と、中長期にわたるチーム派遣システムの構築が必要と考えられますことから、次のことで要望いたします。

平成 24 年 3 月 23 日

【要望事項】

- 1 今後の災害発生に備え、災害発生時に開設される避難所や福祉避難所において、良好な避難環境を設定するためのコーディネートを行い、また、避難所運営の円滑化を図ることなどを担う災害派遣福祉チーム（D-MAT の福祉版をイメージ）を創設すること。
- 2 当該チームを派遣するシステムを全国組織として構築するため、県から国に働きかけをすること。

災害派遣福祉チームの最大の目的は、発災直後から発生する福祉的課題に、いち早く介入することにより、二次的な被害（状態の重度化、関連死など）の発生を防ぎ、避難状況下においても良好な生活環境を確保するための被災者支援体制の充実を図ることである。

災害現場や被災地内で支援活動を行うための移動手段、個人装備、資機材を有し、十分な訓練を積んだ福祉専門職チームが、いち早く被災地内に駆けつけ、他機関と連携しつつ福祉の支援を提供できれば、急性期から被災者支援体制の充実を図ることができるものと考えらえる。

2 活動の目的

目的

避難所、福祉避難所、その他災害の発生時において要援護者を受け入れる施設（以下「避難所等」）における被災者支援体制の充実を図る。

- ① 避難者の福祉ニーズ把握及び要援護者のスクリーニング
- ② 要援護者からの相談対応及び介護をする者への応急的支援
- ③ 避難所等の環境の改善
- ④ 中長期支援への橋渡し

基本的な考え方

ストップ孤立・支え合い～地元力再生の橋渡し

- ① 自己完結的活動を基本とする。

○被災者のために活動している被災地の関係者も被災者である。現地の受け入れ側に負担をかけない。

- ② 被災者・被災地の福祉の自立を促進する。

○行っている支援が自立を妨げていないか注意する。

○チームの活動は有限期である。適切な時期に、適切な方法で地元関係者に移行していくことを意識し、継続的な支援にあたる。

- ③ あらゆる職種との連携を図る。

○個人やチームでできることは極めて限られている。「連携」と「つなぎ」を意識し、課題の早期解決とより良好な対応策を講じる。

○特にも、保健・医療関係者との連携を密にする。

- ④ 被災地の意向に寄り添う

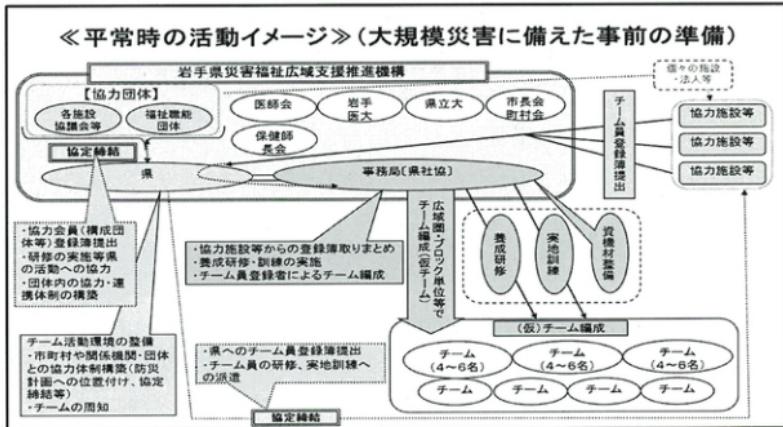
○自分がやりたいことではなく「必要とされている活動」を行う。

○専門性にこだわらず、「やれる範囲のこと」を、「柔軟」に対応する。

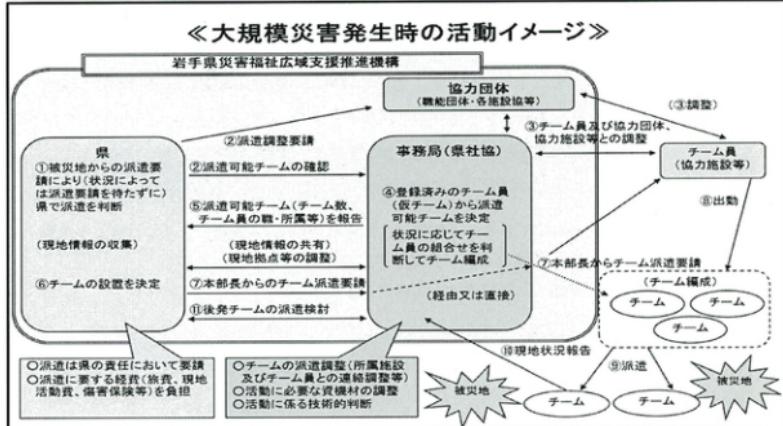
3 機構の組織体制

岩手県災害派遣福祉チームは、岩手県災害福祉広域支援推進機構を本部とし、組織される。平常時と大規模災害発生時のイメージは次の通り。

① 平當時の体制

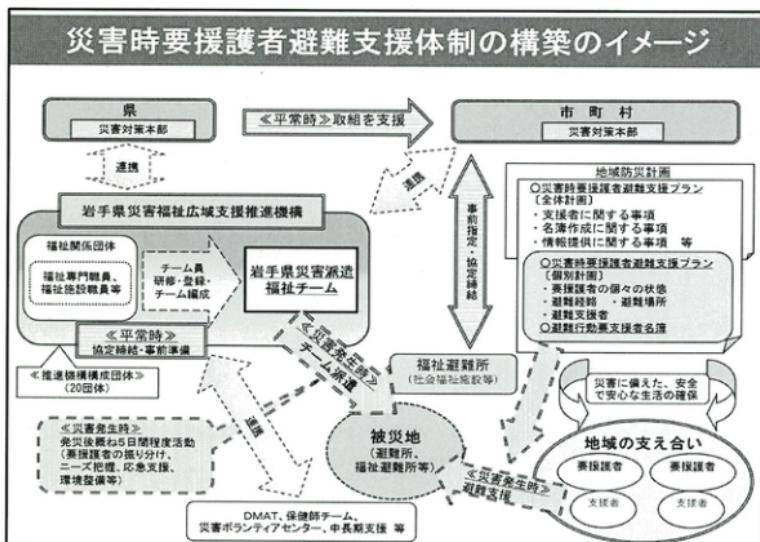


② 大規模災害発生時の体制



※ 国レベルでのネットワークについては体制が構築されていないため、県外への派遣等は、状況に応じて対応していくことになる。

③ 災害時要援護者避難支援体制における推進機構



参考

《機構組織の今後の展開として想定されるもの》

- ◎ 拠点施設の設定
- ◎ 協力団体の拡充
- ◎ チーム員派遣元施設への職員補充体制の検討 (県外からの応援職員等を想定)

4 チームの組織体制

支援活動を行う上では、チーム内の指揮命令と統制及び情報伝達経路を確立する必要がある。

編成

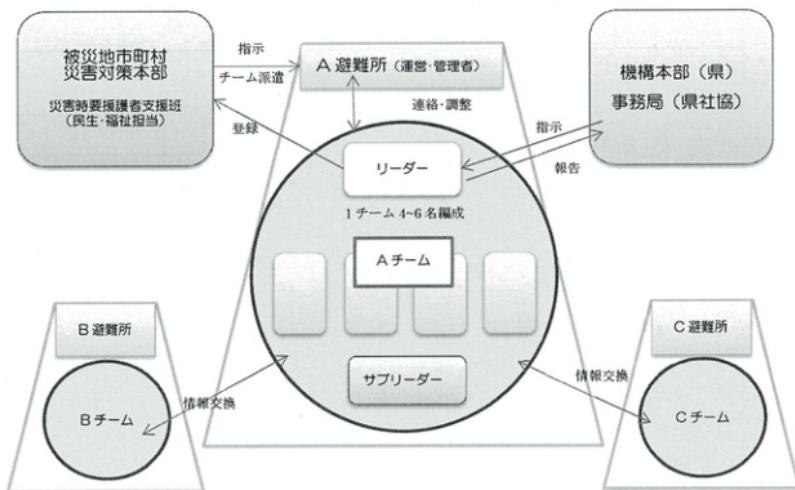
- 主に福祉圏域ごとに仮チーム編成をするが、実際の災害状況による個々の出動可否の状況等を鑑み、派遣決定時に事務局が編成を行う。
- 状況に応じて、派遣元法人・グループ等の単位でのチーム編成も想定し、機動力の観点から先遣チームとして位置付ける等、運用を図る
- 派遣される時期や現地のニーズに応じて、職種を選別する。

【チーム設置運営要領第5条】

推進機構は、必要に応じてチーム員の中から総括的機能、事務局機能を果たす者をそれぞれ指名できる。

- 事務局はチーム員登録者より、リーダー（総括的機能）・サブリーダー（事務局的機能）候補を予め選定しておく。
- 1チームはリーダー、サブリーダー、その他のチーム員を含め4～6名にて編成する。

※ 派遣チームとは別に、チーム員登録者より事務局の応援スタッフとして要請する場合がある。



リーダーの役割

リーダーは、機構本部指示のもと、被災地市町村災害対策本部、派遣先避難所の運営・管理者、他職種（チーム）等との調整窓口や業務の立案等を行い、総括する。

チーム員同士が派遣時に初めて顔を合わせることも想定され、かつ、そのようなチームが知らない土地で災害というストレス下で円滑に活動するために、メンバーの安全確保を図りつつ、役割分担と業務手順を組み立てていく。

- 現地災対本部・避難所運営・管理者等との調整
- 推進機構との調整
- 避難所内連絡会議等を通じた他職種（チーム）との調整
- 具体的な業務の立案、ルーチン化
- その他チームに係るマネジメント

サブリーダーの役割

サブリーダーは、主に以下の役割を担うこととし、必要に応じてチーム員に分担する。

- チームの資機材・車両の管理
- チーム員の食事・宿泊の手配や事故対応等について、事務局をはじめとする関係先との連絡調整
- 派遣先におけるチームの出納
- チームの文書、データ管理
- チーム員の補助、その他の事務・雑務 など

チーム員に望まれるスキル

【チーム設置運営要領第4条】

- 4 チームは、下記の役割を担うことができる構成を標準とし、チーム員の人数及び職種構成については、被害規模など現地の状況等に応じて調整する。
- (1) 要援護者のスクリーニング及びニーズ把握を行い、対象となる要援護者の各種相談に応じることができる者
 - (2) 介護等の支援の他、避難所等の環境の調整又は整備について福祉的な視点で助言等を行うことができる者
 - (3) 連絡調整及び情報収集を行い、中長期支援への橋渡しを担うことができる者

身分・費用負担等

派遣に係る費用負担や職員の身分については、下記のとおりとなる。

- 県が負担するチーム員の派遣費用（原則として県と協定を締結した協力施設等に支払）
 - ① 日当（1日1人当たり14,700円以内）
 - ② 超過勤務手当
 - ③ 旅費
 - ④ 車両の使用に係る燃料代
 - ⑤ 上記以外の経費は実費（需用費（消耗品等）、役務費（通信運搬費等）、使用料及び賃借

料（借り上げ料等）

- チーム員は、所属する協力施設等の職員の身分をもってチームの業務に従事する。ただし、協力施設等に所属していない者については、個人として従事するものとします。
- チームの業務に係る業務上災害又は通勤災害については、労災保険の適用があるものとするが、労災保険が適用されない場合には、傷害保険により保険給付を行う。

※ 詳細については「岩手県災害派遣福祉チームに係る費用負担等について」（平成25年11月19日付け地福第684号岩手県保健福祉部地域福祉課総括課長決裁）を参照のこと。

女性の参画

東日本大震災における被災者支援では、女性のニーズに対応した支援のあり方が課題のひとつとされた。当チームにおいても、チーム編成や被災者支援において、積極的に女性の意見・要望を取り入れ、対応していく。

資料【内閣府 男女共同参画局HPより】

◆ 東日本大震災における男女共同参画局の取組 男女共同参画の視点を踏まえた問題点と被災者支援

男女共同参画局職員を現地に派遣し、ニーズ等を把握するとともに、東日本大震災に際し女性や子育てのニーズを踏まえ、以下の対応を行った。

○女性や子育てのニーズを踏まえた対応の要請

- ・避難所等での生活に関する対応について好事例の発信と要請
- ・生理用品や粉ミルク、離乳食などの提供
- ・女性用更衣室や男女別トイレなど、女性や子育てに配慮した避難所の設計
- ・女性のニーズ等を反映した避難所の運営体制
- ・女性に対する暴力を防ぐための措置等
- ・コミュニティ運営体制、心のケア等

○女性の就労等のために活用できる支援情報の提供



<女性更衣室>

○男女共同参画の観点からの災害対応についてのホームページの開設

男女共同参画局の対応、女性のニーズに対応した支援・復興、被災者支援のリンク等

○平成23年度予算を活用した東日本大震災に対する事業の実施

- ・地域のニーズを踏まえながら、東日本大震災における女性の悩み・暴力相談、アドバイザー派遣等の事業を実施
- ・男女共同参画の視点による震災対応状況調査・災害時における男女共同参画センターの役割調査（内閣府、NPO法人全国女性会館協議会、公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会）を実施



<女性用品の提供>

派遣想定

1 想定される災害

【 災害の種類 】

地震・津波・風水害（台風・大雨・竜巻）・火山噴火・雪害・原子力・火災

【チーム設置運営要領第4条1項】

第4 チームは、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害（大規模災害）が発生した場合であって、市町村からの要請や被害状況等を総合的に勘案し、県が派遣する必要があると認めた場合とする。

資料

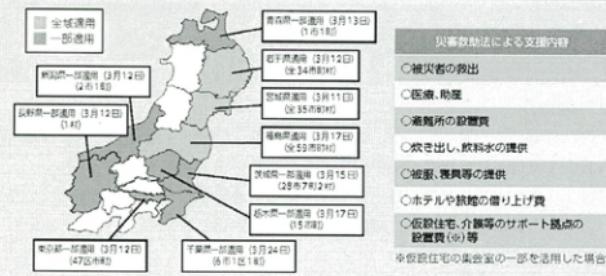
【過去の災害救助法適用状況】

年度（平成）	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
法適用都道府県延数	9	2	2	4	22	7	7	5	5	4	15
法適用市区町村延数	48	4	2	14	150	38	21	15	11	7	229

【平成23年3月 東日本大震災における災害救助法適用状況】

図表特1-1-2 災害救助法の適用

- 災害に際して、都道府県が応急的に必要な救助を行い、国が救助経費の一部負担するもの。（被災自治体の財政に応じ、最大約9割国庫補助）
○宮城県、岩手県、福島県等には、災害救助法が適用され、応急仮設住宅の設置をはじめとする被災者の応急救助のための経費として、国が財政支援措置を実施している。



厚生労働省より

2 想定される期間

【チーム設置運営要領第4条1項】

2 チームの活動期間は、原則として災害の初期（発災後5日間程度）とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。

- チームは、発災後できる限り早期に派遣されることを想定している。
- 1チームあたりの活動期間は概ね移動日を含む5日間とする。
- 災害規模によっては発災初期に複数のチームが複数の被災地に派遣されることも想定される。
- 1避難所に対し、2次・3次の派遣も想定される。可能な限り必要な引継ぎ時間を確保しつつシフトする。
- 中長期支援への橋渡しや現地支援者への引継ぎが可能となるなど一定の目途が立ち、応急的支援の必要性が少なくなったと判断した場合、引き上げ（撤退）となる。

派遣のシフトの例（県内想定）

チーム	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
1次	移動			引継 ↓	引継 ↓ 移動						
2次				移動 引継 ↓	引継			引継 移動			
3次								移動 引継			

3 想定される活動場所

- 主に1次的な避難所を想定している。状況によっては、2次的な避難所（福祉避難所等）、他の要援護者を受け入れる施設（避難所等）でも活動が想定される。
- 基本的には、現地災害対策本部の指示のもと派遣先が選定されることを想定しているが、現地の指示がない場合等は、状況に応じて機構本部が判断する。

- ※ 国（内閣府）が示す「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」については別添資料を参照のこと。
- ※ 岩手県が作成中である「避難所運営マニュアル」についても、よく理解しておくことが必要である

4 想定される支援対象者

【チーム設置運営要領第3条】

第3 チームの活動は、次の内容を基本とする。

- (1) 避難者の福祉ニーズ把握及び要援護者のスクリーニング
 - ア 避難所等に避難している者（以下「避難者等」という。）の福祉ニーズを把握し、中長期的な福祉支援の必要性を本部に報告する。
 - イ 緊急に介入が必要な要援護者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などに繋ぐ。
 - ウ 避難者等の福祉的課題を早期に整理し、行政、医療又は福祉機関等と課題を共有し、連携の取れた支援体制を構築する。
- (2) 要援護者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援
 - ア 要援護者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。
 - イ 避難所等において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等支援を行う。
- (3) その他
 - ア 避難所等の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解消に向けて調整する。
 - イ その他、広く避難者からの相談に応じ、避難環境を良好に保つ。

チームが想定する支援対象者は下記の者をいう。

- ① 高齢者
 - ・要介護高齢者
 - ・要支援高齢者
- ② 障がい児・者
 - ・身体障がい
　　視覚
　　聴覚/言語
　　肢体不自由
 - ・内部（じん臓・心臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸、小腸、HIV、肝臓）
 - ・知的/発達
 - ・精神
- ③ 難病等疾患がある方、アレルギーがある方
- ④ 女性・妊産婦
- ⑤ 子ども（乳幼児・児童・中高校生）
- ⑥ 外国人・観光客
- ⑦ 精神的に不安定

【その他のキーワード例】

人工呼吸器、気管切開、慢性疾患、在宅酸素、人工透析、高次脳機能障害、自閉症、強度行動障害、アトピー、独居、孤児

災害時要援護者の特性や支援の留意事項については資料編「災害時要援護者等の特性ごとに必要な対応について（案）」等を参照のこと

※災害時に援護が必要な方については、災害弱者、災害時要援護者、避難行動要支援者、要配慮者など、報道や行政によって、用語の使い分けがされているが、本マニュアルでは当面、「災害時要援護者等」に統一して使用する。

機構本部（県）・事務局（県社協）の活動

1 機構本部（県）の平常時の役割

（1）広域的な要援護者の支援、チームの派遣調整

- 国・他県を含めた要援護者支援対策との調整
- 機構・チームの円滑な運営に関する調整

（2）チーム活動に関する周知、啓発

- 市町村に対し、チーム受入れのための体制構築を促進する。
- 避難所・福祉避難所管理者等への周知を図る。
- 県民、福祉・医療関係者等への周知を図る。

（3）市町村、関係機関、関係団体との協力連携体制を構築

- 市町村関係部局との連携
- 県災害関係部局との連携
- 協定団体・施設との連携
- その他、資材の確保など、協力を求める団体・企業等との連携

（4）費用負担に係る調整

- 機構運営のための財源確保
- チーム員育成のための財源確保
- チーム員の派遣費用に係る財源確保

2 機構事務局（県社協）の平常時の役割

（1）チーム員の募集

- 協定団体・施設に対し、チーム員・車両の募集を行う。

（2）チーム員の研修の実施

- 登録研修
- スキルアップ研修
- 更新研修
- 実地訓練の実施

（3）チーム員の登録

- 新規登録
- 更新登録
- 定期的な現況確認

（4）資機材等の管理

- チームが保有する資機材（別表1）等の適切な管理
- 必要な資機材の補充

3 大規模災害時の機構本部（県）の役割

（1）情報収集・情報提供

- 県内災害の場合は、岩手県災害対策本部及び関係部局と連携し、被災地の被害状況などの情報を収集し、機構事務局や関係団体に情報提供を行う。
- 県外災害の場合は、厚生労働省、被災県災害対策本部及び関係部局と連携し、情報収集・提供を行う。

（2）被災市町村（被災県）の関係機関（災害対策本部）との連絡調整

- 被災市町村（県）からの支援要請の取付け・登録
- チーム派遣のニーズと必要なチーム数の確認
- 必要物資や資機材の確保
- 具体的な派遣内容

（3）チームの派遣の要否の判断、チームの設置、派遣等の指示・要請

- 派遣決定（継続・後発チーム・引き上げ）の判断
- 派遣地・チーム数の決定
- 協定団体への派遣・中長期支援要請

（4）費用負担に係る調整

- チーム員の派遣費用に係る調整
- チーム員の身分保障に係る費用調整

（5）その他

- チーム車両運行に係る、車両通行証・優先給油所の手配
- 携帯電話等通信手段の手配
- 定期会議の開催

4 大規模災害時の機構事務局（県社協）の役割

（1）チームの編成

- チーム編成の調整
- チーム員（所属団体・施設）への待機・出動要請等の連絡調整

（2）チームの派遣の手続き

- チーム員所属団体・施設への派遣協力要請書発出等の連絡調整
- チーム員の食糧・宿泊先の確保
- 派遣計画の作成（見直し）・オリエンテーション資料の準備
- 車両・携行資機材の確保（別表2・3参照）

（3）関係機関との連絡調整等

- 被災市町村担当者、派遣先避難所等担当者との連絡調整
- 中継地、現地協力者等との連絡調整

（4）その他

- マニュアル・資機材等の見直し

【別表1】 岩手県災害派遣福祉チーム資機材一覧（10チーム分）

チーム用物品	個数	チーム員用	個数
車両用マグネットシート（5枚1セット）	10	多機能ライト（ラジオ付）	60
デジカメ（16GBSD）	10	ヘッドライト	60
メンテナンスキット（工具）	10	リュック	60
腕章（スクリーニング用）	600	防塵メガネ	60
投光機	10	カッター	60
ガソリン携行缶（20L）	20	万能はさみ	60
小型発電機（ガソリンタイプ）	10	スケッチブック	100
小型発電機（ガastype）	2	ヘルメット	60
ランタン	10	防寒着（上のみ、名入り）	60
ダンボール（箱型10枚1セット）	10	ユニフォーム（上下、名入り）	60
ブルーシート	30	ベスト（名入り）	60
カセットコンロ	20	安全長靴	60
ガスマッチ（チャッカマン）	20	内履き	60
テント（四方幕付き）	10	雨具	60
PCタブレット（スクリーニング用）	10	筆記用具セット	60
スコップ等機材セット	10	クリップボード（A3）	60
保冷ボックス	20	寝袋	60
バケツ	30	エアークッション	60
大型救急箱（50人用）	10	毛布	120
ゴム手袋（100枚入）M、L	100	トランシーバー	60
ビニール手袋（100枚入）M、L	100		
タオル（30枚入り）	10		
ポリ袋（2種1セット）	10		
保湿アルミシート	100		
ボリタンク	60		
ポータブルトイレ	30		
ポータブルトイレ消耗品（100回分）	30		
プライバシースクリーン	20		

※ 保管場所はふれあいランド岩手第2駐車場横専用倉庫

※ 内容はH26.1月時点のもの

参考

《資機材の今後の展開として想定されるもの》

◎ ビブス・電池・ガソリン缶詰等の必要物品の購入

◎ 据点施設への分散配置の検討 等

【別表2】 初動時に手配する資機材等の例

物品等		数量	手配担当
現金		概ね10万円	県
緊急通行車両証		チーム數十事務局	県
優先給油所・給油証（携行缶用ガソリン等）			県（事務局）
公用携帯電話（可能であれば衛星電話）		チーム數×2+事務局	事務局（県）
モバイル機器（iPad等）		チーム數	事務局（県）
ノートPC、PC用プリンター		チーム數	事務局
事務用品（A4用紙、セロテープ、ガムテープ、模造紙、カラーマジック、ホチキス、電卓、ファイル、パンチ）		必要数	事務局
飲料水・生活用水、食糧、トイレットペーパー		必要量	チーム員
冬	反射式ストーブ、灯油	必要数	事務局
夏	扇風機		事務局

【別表3】 状況に応じて手配する資機材等の例

- 派遣チームと事務局等が調整のうえ手配する。
- 自己完結型活動を基本とするが、市町村の備蓄、支援物資等で調達できるものについては、現地災害対策本部（又は避難所代表者）と連絡を取り、必要な物資を提供してもらう。
- 避難所の運営のため必要であれば、購入して対応することができる場合があるので、現地災害対策本部と相談する。
- 現地での調達が困難で、広域的な調整を要する場合は、事務局が関連業者・団体等へ調整を図る。

物品等	手配先
衛生用品（オムツ・生理用品等）	協力施設・業者等
ベッド・寝具	協力施設・業者等
トイレ・入浴、歩行等補助具	業者等
ストーマ装具	日本オストミー協会岩手支部・業者等
吸引器・ネプライザー等医療機器	現地救護班・医療チーム、業者等

【災害救助法による救助費の対象経費の例】

避難所設置のためのカーペット、パーテーション、仮設スロープ、仮設トイレ(洋式)等

チーム員の活動

1 平常時の体制

1 平常時の体制に関するチェックリスト

区分	活動項目
(1)連絡ルートの確保	<input type="checkbox"/> 機構本部 <input type="checkbox"/> 機構事務局 <input type="checkbox"/> 所属施設長等 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 所属施設・施設の所属団体事務局の連絡先 <input type="checkbox"/> 連絡網システムへの登録
(2)個人携行品の準備	<input type="checkbox"/> 生活するために必要なもの <input type="checkbox"/> 支援活動に必要なもの <input type="checkbox"/> 情報収集に必要なもの
(3)情報収集	<input type="checkbox"/> ラジオ・テレビ・携帯電話等の情報ツールの確保 <input type="checkbox"/> 情報ツール用非常電源の確保 <input type="checkbox"/> 災害情報や災害対応の知識等情報収集

(1) 連絡ルートの確保

- 機構本部、機構事務局、所属施設・施設の所属団体事務局の連絡先を、常に連絡ができるルートを確保しておく。
- 出動を想定し、所属長、家族に同意を得るための連絡ルートを確保しておく。
- 機構より指定された連絡網システムに登録する。

(2) 個人携行品の準備

- 出動を想定し、チームに準備される資機材【別表1～2】並びに、個人が準備する物品の例【別表4】を参考に、生活用品・支援活動・情報収集等に必要な物品について、すぐに持ち出せるよう備えておく。

【別表4】 個人が準備する物品の例（※印は必須）

用途	物品	
生活	衣※	履きなれた外靴（靴底の厚いもの）、下着（冬季は重ね着できるもの）、ソックス、活動に適した上着（洗濯・乾燥しやすい物等）、帽子防寒着
	食	携行食※、箸※・スプーン・紙皿、水筒、糖分・ビタミン・カルシウム補給食品、常用薬（多めの予備を）
	住	衛生用品（マスク※、洗面用具※、タオル類※、洗濯ローブ・バサミ・洗剤※、携帯用ティッシュ※、生理用品）、娯楽用品（本・ゲーム）、
支援活動	ウェストポーチ、事務用品、防水用袋（パウチ付など）、多目的袋（レジ袋・エコバックなど）、保温・熱中症対策ができるもの（使い捨てカイロや吸熱シート等）、虫よけスプレー、携帯用手指消毒液	
情報収集	地図、携帯電話※（テレビ）・充電器※、USBメモリー、テレホンカード、充電池・車載アダプター、携帯型PC	
貴重品等※	免許証、チーム員証、所属施設身分証、健康保険証、名刺、現金	

(3) 情報収集

- 情報ツールは常に使用できる状態にしておく。
- 近隣の福祉施設、避難所等、社会資源を把握しておく。
- 災害情報や災害対応についての知識など、日ごろから情報収集に努め、出動の際や活動時に役立てられるようにする。

2 災害発生時の待機から派遣指示まで

2 待機から派遣指示までに関するチェックリスト

- (1)待機
 - 家族の同意を取り付ける
 - 所属施設・団体との連絡ルートを確保する
 - 災害及び被災地の情報を収集する
 - 個人携行品の準備をする

- (2)派遣指示
 - 自分の体調が派遣に耐え得るか、セルフチェックする
 - 所属施設の同意確認・勤務調整を行う
 - チーム集合場所・時間を確認する
 - 集合場所までの移動手段を確保する

(1) 待機

待機とは、出動することを前提とした体制確保であり、以下の場合、チーム登録員は、推進機構からの指示があった場合速やかに出動できるよう準備を行うものとする。

- 1. 岩手県内に特別警報が発表された場合
- 2. その他、国内で災害派遣福祉チームの出動を要すると判断されるような災害が発生した場合
- 3. 県または事務局から待機要請があった場合

- 待機要請は一斉メール等にて、本部又は事務局より行う。
- 派遣には二次災害等のリスクはある。家族には、派遣が予想されることを伝え、同意を取り付けておく。
- 所属施設・団体との連絡ルートを確保する。
- 出発前のオリエンテーションでも情報提供はあるが、個人でも現地の天候や災害情報の収集を行い、携行品などの出動に係る準備を行う。
- 被災市町村のチーム員は、可能な限り地域の被災情報を、客観的事実を基に「現地情報報告書【様式5】」や連絡網等で事務局等に発信する。

資料 【気象庁 「特別警報」発表基準】

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域) *を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

気象庁 HP より

(2) 派遣指示

- 派遣指示を受けた場合、まずは被災地の天候状況等も踏まえて自分の健康状態を確認する。派遣に適しない状態であれば決して無理をせず、辞退を申し出る。
- 出動する場合は、所属施設(長)の同意を確認し、勤務調整等を行う。
- 事務局等と連絡を取り合い、集合場所・時間を確認するとともに、集合場所までの交通手段の確保をする。
- 集合場所はふれあいランド岩手またはそれ以外の場所（拠点施設等）が想定される。
- 広域停電や通行止めなどの交通状況により、集合できない場合は、早めに事務局等と連絡を取り、対応策を検討する。

3 出動

3 出動に関するチェックリスト

- (1)全員対象 ① オリエンテーション
 日程、派遣先、チーム編成、宿泊先、現地の状況等
② 個人携行品のチェック・積込み
- (2)リーダーを中心 ① 活動方針（派遣指示の内容・期間・メンバー等）
② 現地関係者、本部・事務局、メンバーとの連絡方法の確認（手段・時間）
③ 不足している情報の収集
- (3)サブリーダーを中心 ① 食糧（調達方法等）の確認
② 移動経路（計画）の確認
③ 車両の運行前点検
④ チーム携行品のチェック・積込み

(1) 全員対象

① オリエンテーション

- 集合場所に到着後、「岩手県災害派遣福祉チーム派遣指示書（兼オリエンテーションシート）【様式1】」により、事務局から説明を受ける。
- 集合場所がふれあいランド岩手以外の場合は、事前にオリエンテーションシートにて直接チーム員に連絡する場合が想定される。

② 個人携行品のチェック・積込み

- 荷物はできる限りコンパクトに。他のチーム員と共有できるものがないか確認する。
- 個人の携行品は現地での調達は考えず、不足の物があれば事務局に手配を依頼する。

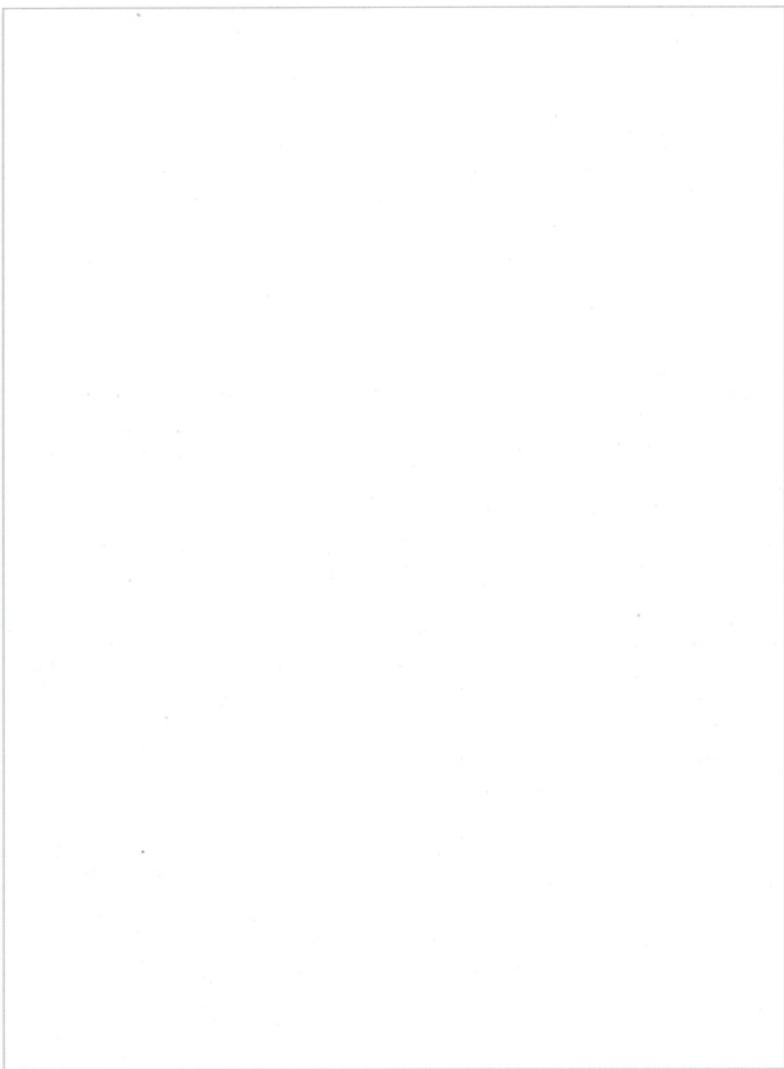
(2) リーダーを中心に

① 活動方針の確認

- 現地災害対策本部から示された情報、機構本部からの指示内容を確認
- 活動期間、メンバー、活動予定の確認

- 派遣延長・引き上げ条件の確認
 - ② 現地関係者、本部・事務局、メンバーとの連絡方法の確認（手段・時間）
 - 「関係者連絡先一覧【様式2】」を活用し、関係者の連絡先を共有する。
 - ③ 不足している情報の収集
 - 出発時間に余裕がある場合は、不足している情報の収集にあたる。
- (3) サブリーダーを中心
- ① 食糧（調達方法等）の確認
 - 事務局・チーム員が準備した食糧を考慮し、食糧・飲料水等の確保について検討する。
 - ② 移動経路（計画）の確認
 - 現地までの交通情報を考慮し、移動の計画を作成する。
 - 必要に応じて地図の確保、給油所情報を入手する。
 - ③ 車両の運行前点検
 - チーム車両は、機構協定施設からの提供または業者等からのレンタルを想定している。オイル・ガソリン・ウォッシャー液等、最低限の点検は行う。
 - ④ チーム携行品のチェック・積込み
 - 現地の状況を踏まえ携行品を精査し、「チーム携行品チェック表【様式3】」により、チェックした上で積み込む。チェック表は事務局に控え（コピー・画像保存）を残す。

4 被災地到着時の動き



(1) 現地災害対策本部との確認

① 派遣活動の登録・承認

- 現地災害対策本部に「岩手県災害派遣福祉チーム派遣指示書（兼オリエンテーションシート）【様式1】」を提示する。
- 派遣について、事前に（機構本部・事務局レベルで）現地災害対策本部の承認が取れていれば、担当者に確認のもと必要な手続き等を済ませる。
- 事前に承認が得られないまま、派遣を受けた場合は、担当者に「岩手県災害派遣福祉チーム概要説明書」をもとに、チームの活動主旨や体制を十分説明した上で、調整を図る。
- この時点で活動計画が提示できる状況であれば、「チーム活動計画書【様式4】」にて報告し、承諾を得る。

② 活動方針（場所・内容）の確認

- 現地災害対策本部から活動場所（避難所）や内容についての指示があれば、指示に従う。その時点での対策本部の全体的な方針についても確認する。
- 現地災害対策本部が混乱しているなど、その場で活動方針が確定できない場合は、福祉（災害時要援護者等）担当者等から情報収集し、機構本部と協議のうえ、当面の方針を提案し、調整を図る。

③ 指挥命令系統・報告要否の確認

- 現地災害対策本部、福祉・医療担当、その他の活動組織等の指揮命令系統・担当者等を確認するとともに、報告の要否やタイミング・方法について確認を取る。

④ 現地での緊急通行車両・駐車許可登録

- 緊急通行車両登録が済んでいない場合、また、現地であらためて登録が必要な場合は、手続きを行う。
- 避難所によっては、駐車場所の確保・許可登録が必要な場合も想定されるので確認する。

(2) 情報収集

① 活動地域のライフラインの状況

- 電気・ガス・水道・ガソリンスタンド・商業施設等の情報

② 活動地域の道路状況、地図、天候

- 避難者の移送等も想定した、通行止め箇所等の情報
- 天気予報や余震等を考慮した、危険個所等の情報

③ 活動地域の避難経路、連絡手段等の安全対策

- 災害の状況に応じて、避難経路や連絡手段について、2重3重の安全対策を確認する。

④ 活動地域の避難者の状況

- 避難者の状況、被害の特性、被災地域の支援の全体像 など
- 避難所・福祉避難所の開設状況 など

⑤ 災害時要援護者の情報（事前リストの有無など）

- 事前リストが被災地市町村で整備されていれば、その情報共有を求め、活動の資料とする。
- その際、どのような共有方式（関係機関・手上げ・同意など）で整備されたものかも確認する。

⑥ 他団体の活動状況

- 活動地域・避難所で活動している、医療・福祉、その他特に連携が想定される団体、ボランティアセンター等の窓口について把握する。

⑦ 機能している施設・病院等の社会資源

- 機能している福祉施設・病院、公共機関等を確認し、地図等を活用し把握する。

(3) 活動避難所での確認

① 避難所代表者へ派遣内容、報告要否の確認

- 避難所運営者・管理者に対し、チームの派遣指示書や概要説明書（可能な場合は現地災害対策本部より出された派遣要請書）等を基に、派遣の経緯、活動の主旨等を説明し、運営側の意向等を確認する。

- 報告の要否や内容・タイミング・方法等について確認をする。

② 避難所運営体制（班・役割分担）、指揮命令系統の確認

- 避難所内の連絡会議や組織、避難者の役割分担、責任者等の担当者を確認する。

③ 連絡会議等連携方法の確認

資料 【発災初期に活動が想定される他の支援団体】

DMAT
(災害派遣医療チーム)
災害急性期（おおむね発災後 48 時間以内）に活動できる機動性を持つ、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム。被災地現場での救急医療のほか、広域医療搬送、病院支援、域内搬送などを主な活動とする。

災害医療コーディネーター
急性期においては DMAT と連携して活動し、DMAT の活動が終了した後も被災地における医療ニーズの把握や医療チーム（DMAT を除く。）の派遣調整を行う。岩手県では平成 25 年 8 月創設、医師 20 名ほどに委嘱。

救護班（日赤や医師会等） 避難所の救護所等において医療活動を行う。

保健師チーム
地方自治体の保健師が被災地に派遣され、住民の健康管理や情報収集等、避難所等における被災者の健康管理に関する相談や関係機関との調整を行う。

災害ボランティアセンター
(社会福祉協議会)
県及び市町村社会福祉協議会に災害ボランティアセンターが設置され、ボランティアの派遣調整を行う。

NPO・ボランティア団体 自前の装備で被災地に駆けつけ、様々な被災者支援活動を行う。

- 既に支援に入っている団体や、その組織・役割等について確認する。
- 避難所内連絡会議、要援護者連絡会議等の設置の有無を確認し、設置されていなければ、調整を図る。
- 保健・医療関係者の活動については詳細情報を入手し、連携方法について検討する。特に、保健師チームの活動と重複がないよう、役割分担を明確にするなど綿密な連携を図る。
- 物の搬入や設置等、人手が必要な活動も想定されるため、ボランティア（センター）の状況や、

現地協力者（福祉関係者や住民）の状況も確認する。

④ 避難所環境（空間・備品）の確認

- 避難者の生活環境、チームの活動に必要な環境を確認する。

⑤ 避難所内活動拠点

- 屋内の使用可能なデスクやスペース、状況によっては屋外にテントを構えるスペース、駐車スペース等を確認する。

⑥ 避難誘導経路の確認

- 避難所内・外の避難誘導経路を予め確認し、チーム内の確認体制を共有しておく。

※ 避難所における支援については、運営主体と十分連携しながら実施すること。なお、避難所は行政主体で運営されているケースのほか、避難者自身による自主組織が中心となり、仕事を分担して運営されている場合もあるため、注意が必要であること。

※ 福祉避難所での支援は、運営主体及び避難所となっている施設の意向や状況を確認しながら行うこと。

(2) 生活環境の確保

① 宿泊場所の確認・確保

- 事前に宿泊場所が確保できていない場合（特に県外派遣が想定される）は、民間等の宿泊施設、福祉施設を検討する。
- その際、宿泊先への負担、安全性等も考慮のうえ決定する。
- 有料施設の場合、銀行振込等、事務局とやり取りしてもらえるよう調整する。
- 野営や避難所での宿泊がやむを得ない場合、必要な機材の手配、手続きを行う。

② 必要なライフライン・食糧等の手配

- チームの活動日数等を考慮し、購入が可能な現地の店舗等の確認や手配を行う。急を要しない物は、事務局を通じた手配等も検討する。

※ 可能であれば請求書払いを優先。請求書・領収書の宛名は「岩手県知事〇〇 〇〇」。
但し書も詳細に。

③ 避難経路の確認

- 宿泊場所等における避難経路を確認しておく。チーム活動拠点と離れている場所での避難の際の連絡方法についてもチーム内で共有しておく。

(3) 計画作成等

① 活動計画の作成（チームミーティング）

- チームミーティングにより当面の活動計画を作成する。

② 活動計画の報告・周知

- 事務局へは口頭または文書（「チーム活動計画書【様式4】」）で報告する。口頭報告の場合、事務局が記録する。
- 現地対策本部への報告等は、事務局経由等も検討する。

③ 現地情報の報告

- 現地の被害情報など、口頭または「現地情報報告書【様式5】」にて、事務局に報告する。

5 活動初期対応

(1) 相談体制の確立

① 避難所内福祉相談担当者の配置

- 既に避難所に福祉相談窓口が開設されている場合は、チームとしてサポートすることを申し出るなど、窓口運営の方法について調整を図る。
- 窓口が設置されていない場合は、避難所代表者と調整を図り、設営等を行うとともに、市町村担当者等にも運営方法について調整を図る。
- 必ず、窓口には女性の相談員を配置するよう調整する。(チーム員とは限らない。)
- 相談にあたっては、要援護者が自分の情報を伝えるために、事前に準備している情報ツール(カード等)や、お薬手帳等の情報も参考にするようとする。(情報が古くなっている場合もあるので、注意が必要。)
- 受付けた相談については「アセスメント票・ケース記録【様式6】」に記録する。

資料編【内閣府「避難所における～取組指針」P22より】

11 相談窓口

- (1) 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口を設置すること。その際、女性の障害者等に適切に対応できるようにするために、窓口には女性を配置することが適切であること。
- (2) また、そうして把握した被災者のニーズについて、避難所において対応できない場合は、必要に応じ、避難所の責任者から市町村へ、市町村でも対応できない場合は、都道府県へと適切に伝えていく仕組みを構築すること。
- (3) 避難所で避難生活を送っている段階から、生活再建に向けて取り組むことが必要であるため、生活再建に必要な多様な相談支援を行うことができるよう、就労支援等の相談窓口を提供することが適切であること。
- (4) 外国人について、第2の9の(3)の⑤の情報提供の他、ボランティア等の協力も得ながら、必要に応じて、可能な限り通訳を配置した外国人向け相談体制について配慮することが望ましいこと。

資料 【要援護者が事前に準備しているツールの例】

岩手県・岩手県社会福祉協議会が普及を促進している「おねがいカード」



折り畳み式のカードサイズで障がいの程度や、医療情報、支援してほしい内容等を記載し常に携帯するよう促している。

「緊急医療キット」などと呼ばれているツール



簡状のパックに自分の医療情報が書かれた用紙を入れ「冷蔵庫に保管しておく」等地域で取り決めをし、救助に入った支援者も保管場所がわかるよう取組みがなされている。

② チーム・相談体制の周知

- チームが活動を始めるごとに、相談を受け付けることについて、避難所利用者に周知を図る。
- 情報の伝達については、聴覚・視覚障がい者等、伝達方法に工夫が必要な方がいることに留意。

③ 情報の伝達方法の配慮

- 情報発信のための避難所内における掲示スペースや、情報を受取る要援護者に必要な器具等の手配を行う。

④ 通訳者の手配

- 手話や外国語等の通訳者が必要な場合は、手配を行う。
- 地元協力者が手配できない場合は、事務局等を通じて被災地外から派遣をコーディネートする。

想定する通訳関係団体	手話等	岩手県視聴覚障がい者情報センター、岩手県ろうあ協会・手話通訳～会、行政・社協等に登録する通訳者等
	外国語	公益財団法人 岩手県国際交流協会等

資料編【内閣府「避難所における～取組指針」P21より】

- ③ 障害児者等には情報が伝達されにくいことから、避難者の状態に応じ、例えば、次の方法によるなど伝達の方法を工夫すること。
- ・聴覚障害児者に対しては掲示板、ファクシミリ、手話通訳や要約筆記、文字放送等
 - ・視覚障害児者に対しては点字、音声等
 - ・盲ろう者に対しては指点字、手書き文字等
 - ・知的障害児者、精神障害児者、発達障害児者、認知症者に対しては分かりやすい短い言葉、文字、絵や写真の提示等

(2) 緊急的ニーズの発見

① スクリーニング

- 一般避難所等において、保健師チームなどによるスクリーニング（保健福祉的トリアージ）が行なわれていない場合、避難所等の生活継続が可能かを判断し、搬送や別室確保等を検討すること目的に行う。
- 既に行われている場合は、福祉的支援が必要な方（チームが担当する方）の引継ぎを受ける。
- 被災者が、何度も同じ聞き取りを受けないように、情報の共有や聞き取り方法等について対策を講ずる。
- 同時期に保健師チーム等が入った場合は、合同作業を検討する。

● 緊急的スクリーニング

『スクリーニングを実施する状況例』

- ・避難者が相当数殺到し避難所が混乱していて、要援護者の把握ができていない。
- ・2次避難の必要があり、避難者の中から要援護者を優先して選別する必要がある。
- ・避難所に環境が整っておらず、他避難所等へ緊急的に移送する必要がある。など

『手順』

- 1 福祉（要援護者専用）相談窓口を避難所受付に設置し、新規避難者の対応をする。
- 2 2人ペアになり、避難スペースを世帯単位で聞き取りしていく。
- 3 その際、要援護者がいない世帯にも知人等で要援護者がいないか情報収集する。
- 4 アセスメント内容は、「アセスメント表・ケース記録【様式6】」のうち緊急項目を中心に、必要最低限の聞き取りを行い判断する。
- 5 可能な限りチームの会議により判断する。
- 6 （必要に応じて腕章[備品]で色わけや目印をつける等、所在・情報等の共有を図る）

『カテゴリー分類』

ご本人の状態、避難所内の環境等を踏まえ総合的に判断し、次の4カテゴリーに分類する。

カテゴリー4	搬送（緊急入院・緊急入所）、移送（福祉避難所等）
カテゴリー3	別室確保（一般避難所内の福祉避難室で対応）
カテゴリー2	要観察（一般避難スペースで対応・見守り）
カテゴリー1	支援の必要性なし

- 避難者の人数が少ない、時間的に余裕がある等の場合は、上記と手順は同様だが、まずはカテゴリー1～2該当者の把握に努める。可能な限り、プライバシー等に配慮したスペースでの聽

き取りに努める等、アセスメントシート項目に沿った聴き取りを行い判断する。

資料編【内閣府「避難所における～取組指針」P13より】

- (3) 避難所のスペース、支援物資等が限られた状況においては、避難者全員、または要配慮者全員に対する機会の平等性や公平性だけを重視するのではなく、介助者の有無や障害の種類・程度に加え、性別、環境が変わったことによる健康状態や声の出しやすさ、本人の理解、家族や周囲の状況等、様々な事情を考慮して優先順位をつけ、高齢者、障害者等の枠組みにとらわれず、「一番困っている人」から柔軟に、機敏に、そして臨機応変に対応することが望ましいこと。

- ② 関係者からの情報収集
- 個別のスクリーニングによって得られた情報だけではなく、関係者からの情報により、新たなニーズの発見や、要支援者情報の補完を行う。
- ③ 支援対象者名簿の作成
- スクリーニング等により支援対象とした方の名簿の作成を行う。
- (3) 優先的な移送
- ① 緊急入院（病院への移送）
- 医療施設への移送が必要と予想された場合は、保健・医療班等に引継ぐ。
- ② 緊急入所（入所・ショートステイ等福祉施設への移送）
- 原則として、本人または家族の同意を得る。
 - 移送先等のコーディネートは、現地市町村担当者（福祉担当・保健師等）が行うことが望ましい（移送先でのサービス利用の費用負担等との関係もあるため）が、市町村が判断できない状況にある場合は、機構本部（県）に判断を求める。
 - 移送が確定した場合は、避難所代表者にも報告等するとともに、避難所名簿等の調整を行う。
 - コーディネートを市町村担当者から委任された場合は、現地福祉サービス関係者、機構協定団体等と協議のうえ移送先を決定し、搬送方法等の調整を図る。
- ③ 福祉避難所、他の避難所への移送
- 福祉避難所や他の避難所で、より適切な支援が提供できる場合は、移送を検討する。（設備が充実している、身近な支援者がいる等が想定される。）
- ※②・③の場合、チーム員での搬送や付添も想定される。
- (4) 緊急的な物資の確保
- ① 医療・福祉用具、機器
- 現地の資源や機構ネットワーク、市町村等の備蓄品を活用し、早急に必要な機材の手配を行う。
- ② 特別食等
- 同様に、食物アレルギーや経管栄養食等、避難所に準備される食事で、対応が難しい方の食事を手配する。（対象者がいる場合、栄養士の配置・連携の検討も行う。）
- ③ 衣服等生活用具
- 衣服が濡れている等で生活用品の手配が必要な方の対応をする。
- (5) 福祉避難室の確保
- ① 管理者・運営者との協議
- 福祉避難室用の別室確保ができるよう調整を図る。要援護者の人数等を踏まえ、必要に応じて別室を福祉避難所としてを設置すること避難所代表者等に助言する。
 - スクリーニング結果を踏まえ、その特性に応じた環境が構築できるよう部屋の選定を行う。
- ② 福祉避難室の設営
- 人手が必要な場合、ボランティアや避難者の中から応援を募り、設営を行う。
 - 避難所にある利用可能な備品等を確認し、管理者に了承を得るとともに、避難室閉鎖時に現状

回復ができるよう、物品の管理も行う。(借用した物品のリスト等を整備しておく。)

- 必要な機材やボランティアや避難者の中からの支援協力者の手配も行う。

6 活動の実際

(1) 相談支援

① アセスメント・対応策

- スクリーニング等の結果から支援対象とした方の詳しいアセスメントを「アセスメント票・ケース記録【様式 6】」にて行い、当面の対応策を作成する。
- 対応策については、原則として本人または家族の同意を得たうえで実施する。

- 実施された支援については同様式に経過等を記録しておく。
- 避難生活が中長期に想定される場合、避難所内でのサービス利用や介護・区分認定等の手続き等も視野に入れておく。

【個人情報の管理・取扱い】

※相談記録表やアセスメント票の管理は、引継ぎ等を徹底し紛失等が無いように留意する。

※関係者との個人情報の共有については、概ね災害時等緊急時の場合、本人の同意を得ず取り扱いが可能とされているが、提供を受ける際に元々同意を得ている情報なのかを確認する、本人・家族に可能な限り確認を取る等の対応に務めること。

② 要観察者等への巡回

- スクリーニングで観察が必要とされた方へは、定期的に巡回し、必要に応じて対策を講じる。状態の変化を観察し、必要に応じて移送等を検討する。
- 災害対策本部等より在宅避難者への巡回を求められた場合は、対応の可否を事務局・本部と協議する。

③ 潜在的ニーズの掘り起こし等

- 一般避難者の中にも新たなニーズが生じていないか、スクリーニングの際に見逃したニーズはないか等、巡回や連絡会議等での他の支援者からの情報により、ニーズの掘り起こしを行う。
- 他の避難所等から新たに搬送されてくるケースも想定される。受け入れの可否や他の避難所の状況等について把握しておく。

④ 復旧・復興に向けた生活相談

- 発災初期からでも個々の生活の復旧・復興に向けた相談対応ができるよう、つなぎ先などの情報を収集するとともに、実際の相談にあたる。
- 仮設住宅への移行や在宅復帰等、避難所生活が解消される方についても、引き続き福祉的支援が必要な場合、地域でも円滑に支援が受けられるよう関係者に引継ぎを行う。

⑤ こころのケア

- 要援護者のこころのケアはもとより、介護等の支援が必要のない中高生や男性などについても、災害時のストレスによりケアが必要な場合がある。
- 地元の支援関係者も被災者であり、ストレスの軽減に向けたサポートとケアに努める。
- チーム員同士についてもケアが必要である。気負いすぎはストレスとなるので、「BestではなくBetterでよい。」という感覚で構わない。特に、死亡者の対応をしたチーム員はストレスが大きいので注意すること。
- 保健・医療チームにおいてもこころのケアについて取り組むはずであるが、状況に応じて精神科医や臨床心理士、精神保健福祉士等の手配を検討する。

資料【WHO心理的応急処置（サイコロジカルファーストエイド）フィールドガイド】「支援者が倫理上すべきこと、してはならないこと」より抜粋・編集

- 支援を押し付けない
- 無理に話をさせず、あとから支援を受けることができるることを伝える。
- プライバシーを尊重し、聞いた話については秘密を守る。
- 相手の文化、年齢、性別を考えて、それにふさわしい行いをする。
- できない約束をしたり、誤った情報を伝えたりしない。

(2) 環境整備

① 個々の生活空間の整備

- 支援対象者の居住空間や衣食住に必要な機材等を、プライバシー保持などの配慮を行いながら整備する。盲導犬等補助犬に対する必要な対策も講ずる
- 視覚障がい者や、移動困難者などについては、トイレ等への導線の確保とそれに応じた居住スペースの配置を行う等の対応をする。
- 日中の生活環境だけではなく、夜間の睡眠確保等の観点から用具や照明等の対策も講ずる。

② 女性・妊産婦・子どものための環境整備

- 着替えや授乳スペース、トイレやおむつ交換等のスペース、生理用品、粉ミルク等備品の配置等、整備を行う。
- 幼児・児童等のストレス軽減のための活動場所やあそびの提供等を検討する。

③ バリアフリー化

- 福祉避難室のみならず、避難所内環境のバリアフリー化を検討する。

④ 排泄環境の整備

- 身障用・手すり・洋式・オストメイト用等のトイレ環境、オムツ交換専用のスペースや必要物品の配置について整備する。

⑤ 入浴・清拭・口腔ケア等の環境整備

- 大規模災害時の初期において、入浴設備の設置は優先度が低いが、できる限り早期にバリアフリータイプの入浴設備が利用できるよう手配する。
- 設備が整わずとも、褥瘡の疾患等により清拭やシャワー浴等が必要な方について、スペースや機材の確保に努める。

⑥ 感染予防対策

- 保健・医療関係者や避難所代表者と連携し、感染予防のための機材の配置や、排泄時・食事時などの消毒の励行など避難者への周知・啓発を行う。
- チームとしても嘔吐物処理セットの準備や消毒等、感染症対策を徹底する。
- インフルエンザや埃対策など、十分な換気ができるようにする。

⑦ ごみ処理

- 基本的に市町村が指定する方法により処理するが、そのルールが定まっていない場合は避難所の代表者と協議し、オムツや残飯、医療ゴミなどの処理について安全な方法を検討する。

⑧ 防火・防犯対策

- チームにおいても発電機などの火器の取扱い等に注意し、要支援者への啓発など防火対策を十分講じるとともに、万が一に備え消防対策、避難支援対策を講じておく。
- 防犯について、被害に遭いやすい子ども、高齢者、女性などからも危険個所・必要な対応を聽き、照明の増設などの環境の改善について、避難所代表者等と対策を講じる。

(3) 生活支援

① 情報の提供・収集

- 行政や避難所から発信された情報などは、障がい等の特性によりその取得に格差が生ずることのないようする。掲示物や定期的な情報発信の場の提供だけではなく、個別に確認するようとする。
- 本人からの排泄の訴えなど、チーム員が當時そばにいなくても、周囲の協力者を介して即座にチーム員がその情報を受取れるような策を講じておく。

② 健康管理

- 早期に体を動かす機会を提供するなど生活習慣病や要介護度の悪化防止、生活不活発病の予防策を講ずるとともに、震災関連死の防止、こころのケア等の観点から、支援対象者の健康・活動状況等に注視し、必要な支援策を講ずる。
- 定期的なバイタルチェックなどの健康管理は、基本的に救護班等の医療職の支持を仰ぐ。(福祉職による医療行為は行わない。)
- 急変時等の対応方法の確認が必要な方については、あらかじめ医療職に確認しておく。(てんかん等の発作、インスリン、血圧、精神疾患等)
- 急変時のバイタルチェック（血圧・脈拍・呼吸数）や様子観察（血色・脱力・痙攣等）は落ち着いて行い、詳しい情報を医療職に伝えるように努める。
- 体温調節が難しい方などに注意し、室温管理や防寒対策等の個別の対策を講ずる。
- 清潔保持の観点等から、更衣等が適切に行われるよう支援を行う。
- 服薬の管理等に支援が必要な方の支援を行う。

③ 食事の支援

- 家族がいない等、一人で食事を受取りにいけない方や食事の介助が必要な方については、介助者の手配やチーム員による介助を検討する。
- 食物アレルギーある方については、サインプレート等を活用するなど引継ぎを徹底し、事故防止を図る。
- 慢性疾患等により特定の栄養素等について管理が必要な方に対しては、医師に確認のもと、栄養士等の協力を得て早期に対応できるようにする。
- 家族など介助者がいる場合は、必要な助言を行う。

④ 排泄の支援

- 家族がいない等、トイレまでの移動や排泄の介助が必要な方については、介助者の手配やチーム員による介助を検討する。
- 家族など介助者がいる場合は、必要な助言を行う。

⑤ 入浴・清拭・口腔ケア等の支援

- 復旧状況により、入浴が可能な場合で家族がない等、入浴の介助が必要な方については、介助者の手配やチーム員による介助を検討する。
- 入浴施設がなくても、清拭やシャワー浴等が優先的に必要な方については、その助言や用具の手配、介助者の手配やチーム員による介助を検討する。

⑥ 夜間支援

- 福祉避難室等で夜間の支援が必要な場合は、協力者も募ったうえでシフトを組み対応する。
- 夜間支援が継続する状況であれば、チーム員の増員等を事務局に打診する。
- 夜間支援に当たったチーム員は、翌日十分休息が取れるように配慮する。

(4) ルーチン業務

① チームミーティング

- 1日1回以上、チームのミーティングを行い、情報共有を図る。
- 必要に応じてケア会議、カンファレンス等を開く。

② 連携と情報収集

- 定期的な連絡会議への参加や、積極的な関係者との連携により、常に情報を収集する。

③ 活動記録・報告

- 「活動日報【様式7】」により、その日の活動を記録する。随時事務局へも報告する。
- その他、相談者や要支援者の対応記録など、記録漏れの無いよう確認する。

④ チーム員の健康管理

- チームのリーダーを中心にチーム員の健康チェックを行う。
- チーム員自らもセルフチェックに努め、申告する。
- 特に、被害のひどい場面や、死亡者の対応をしたチーム員のメンタルヘルスについては注意して対応する。

⑤ チーム資機材等の管理

- 持込んだ車両や資機材について、適切に管理する。

資料【スカウト・マニュアル「人道憲章と人道対応に関する最低基準」】より引用・一部改】

基本的な水のニーズ総計 7.5～15 リットル／人／日

生存に必要な水＝水の摂 取量（飲料及び食料） 2.5～3 リットル／人／日

基本的な衛生上の行動 2～6 リットル／人／日 社会的・文化的規範による

基本的な調理ニーズ 3～6 リットル／人／日 食物の種類、社会的・文化的規範による

トイレ 初期は50 人に1 基、できるだけ速やかに20 人に1 基に

女性対男性の割合は3：1

全ての家庭が、最低でも週に二度空にされる容器を使用できる量。用地内からごみを撤去できない、または埋めるなどの処理ができない場合、10 家族当たり100 リットルのごみ容器を最低1 個配備

避難所の居住空間 3.5m² / 人 覆いによりプライバシーが保護できることが望ましい。床から天井までの高さは、最も高い個所で最低2 m。

着替え 最低一人2 セット（特に下着） 2 歳未満の乳幼児には適切な衣類に加え毛布も。別々の寝床を手配できるのに十分な数量。床から体温を奪われないようにするには、毛布を追加するより、断熱素材の敷布団かマットレスを利用する方が効果的な場合がある。

寝具 その他の必要物品 調理器具、食器、ストーブ、燃料、照明

7 引き上げ

7 引き上げに関するチェックリスト

- | | |
|---------|--|
| (1)引き上げ | <input type="checkbox"/> ① チームの交代 |
| | <input type="checkbox"/> ② 中長期支援への橋渡し |
| | <input type="checkbox"/> ③ チーム派遣の終了 |
| (2)帰任 | <input type="checkbox"/> ① 活動報告書の提出 |
| | <input type="checkbox"/> ② マニュアル等の課題の提言 |
| | <input type="checkbox"/> ③ 派遣チーム員のメンタルヘルスケアの実施 |

(1) 引き上げ

① チームの交代

- 引き続きチームによる支援が必要と予想される場合、事前に事務局に打診する。
- 現地にて被災市町村災害対策本部等と協議が必要な場合、リーダーが中心となって調整を図る。
- 引継ぎに十分な時間が取れるよう調整を図る。

② 中長期支援への橋渡し

- 現地関係者によりコーディネートが可能になる等、体制が整備されたうえで、福祉専門職による支援の継続が必要な場合は、事務局・被災市町村災害対策本部と協議のうえ、後任の機構協定団体、その他支援団体と調整を図り、引継ぎ及びチーム撤退の準備を進める。

③ チーム派遣の終了

- 避難所の閉鎖、現地関係者により支援が可能になる等、チームによる支援の必要性が少なくなったと判断される場合は、事務局・被災市町村災害対策本部と協議のうえ、引継ぎ及びチーム撤退の準備を進める。

(2) 帰任

① 活動報告書の提出

- 「岩手県災害派遣福祉チーム活動報告書」【チーム運営要領様式第5号】により事務局に報告する。

② マニュアル等の課題の提言

- 活動を通じて挙げられる課題等を整理し、事務局に報告する。

③ 派遣チーム員のメンタルヘルスケアの実施

- 帰任したチーム員へのメンタルヘルスケアを実施する。

《参考文献》

- ・「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」内閣府防災担当（平成 25 年 8 月）
- ・「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」内閣府防災担当（平成 25 年 8 月）
- ・「大規模灾害における保健師の活動マニュアル」日本公衆衛生協会・全国保健師長会（平成 25 年 7 月）
- ・「災害支援マニュアル」公益財団法人岩手県看護協会（平成 23 年 11 月）
- ・「自然災害時における亜急性期保健医療支援活動マニュアル」独立行政法人国立国際医療研究センター（平成 25 年 3 月）
- ・「厚生労働白書」（平成 24 年版）
- ・気象庁ウェブサイト「特別警報の発表基準について」
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/kizyun.html>

岩手県災害派遣福祉チーム活動マニュアル

【活動編】

Ver. 1 (平成 26 年 2 月版)

監修 岩手県災害派遣福祉チーム検討ワーキング会議

樣式集

【様式1】

岩手県災害派遣福祉チーム派遣指示書
(兼オリエンテーションシート)

作成日 年 月 日

岩手県災害福祉広域支援推進機構

本部長 岩手県知事

印

____月____日に_____で発生した_____災害(次派遣チーム用)
への派遣を指示します。

記

● 派遣日程等

派遣期間 : H 年 月 日() ~ 月 日()

集合日時 : H 年 月 日() 時

集合場所 : ふれあいランド岩手・その他(_____)

● 派遣先

派遣先市町村 : 県 市・町・村

現地災害対策本部:住所 _____

TEL _____

Mail _____

活動予定先 : 避難所 · 未定

派遣要請 : (あり・なし)

要請内容 :

● チーム編成

	役割	氏名	所属施設(団体)	携帯TEL/Mail	靴	服
1	リーダー					
2	サブ リーダー					
3						
4						
5						
6						

● 宿泊先

_____ · 未定(事務局手配予定・現地手配)

住所 : _____

TEL : _____

(裏面に続く)

● 現地の状況（地図等があれば添付のこと）

【道路状況】

【ライフライン】

【活動予定避難所の状況】

・避難者の状況

・ライフライン

・避難所連絡会議設置の有無

・既に活動している団体

【その他】

派遣中は、業務や生活面で不自由なことがあります。

現場にある資機材等を創意工夫し、臨機応変に活動してください。

チームワークを大切に、職種にこだわることなく、自己の健康管理に留意され、被災者支援のために活動していただきますよう、ご協力をお願ひいたします。

事務局（県社協）担当 _____ TEL019-637- _____ FAX019-637-

【様式2】

関係者連絡先一覧

【平成 年月日 県 市・町・村 災害】

連絡先	電話番号	メール
推進機構本部（県地域福祉課）		
地域福祉課直通		
県庁代表		
担当者個人（　　）		
推進機構事務局(県社協)直通		
事務局直通		
県社協代表		
県社協災害時優先		
担当者個人（　　）		
担当者個人（　　）		
被災地関係者		
○○市町村災害対策本部		
要援護者担当（　　）		
医療担当（　　）		
避難所		
運営者（　　）		
要援護者担当（　　）		
管理者（　　）		
市町村保健センター		
災害統括保健師（　　）		
○○避難所担当保健師（　　）		
1次チーム		
チーム公用携帯		
チーム Ipad モバイル		
リーダー：		
サブリーダー：		
その他		

【様式3】

チーム携行品チェック表

※事務局に控えを残すこと

【平成 年月日 県 市・町・村 災害 次チーム()用】

搬出形態	品名	単位	想定数	重要度	持出数
单品 チーム用	車両用マグネットシート(4種5枚セット)	セット	1	A	
	ポータブルトイレ	台	3	A	
	ポータブルトイレ消耗品(1箱100回分)	箱	3	A	
	ガソリン携行缶(20L)	缶	2	A	
	メンテナンスキット	セット	1	A	
	ポリタンク	個	6	A	
	プライバシースクリーン	台	2	A	
	大型救急箱(50人用)	セット	1	B	
	保冷ボックス	台	2	B	
	保湿アルミシート	枚	10	B	
	テント(骨組み1・2、屋根四方幕付き)3箱1セット	セット	1	B	
	投光機	台	1	B	
	小型発電機(ガソリンタイプ)	台	1	B	
	スコップ等機材セット	セット	1	B	
BOX チーム用	バケツ	個	3	B	
	ダンボール(箱型10枚1セット)	セット	1	B	
	ブルーシート	枚	3	A	
	ランタン(USB充電or単4×4or手回)	個	1	A	
	デジカメ(SD付、専用充電池or単3×1)	台	1	A	
	PCタブレット(充電器等一式)	台	1	A	
	カセットコンロ	台	2	A	
	カートリッジガスピンベ	本		A	
	ガスマッチ(チャッカマン)	本	2	A	
	ゴム手袋Mサイズ(100枚入)	箱	5	A	
	Lサイズ(100枚入)	箱	5	A	
	ビニール手袋Mサイズ(100枚入)	箱	5	A	
	Lサイズ(100枚入)	箱	5	A	
	タオル(30枚1セット)	セット	1	A	

	スケッチブック A3	冊	4	B	
	小型発電機（ガスタイプ）	台		B	
	カートリッジガスボンベ	本		B	
個人用 リュック	リュック	個	6	A	
	多機能ライト（ラジオ付、単4×4or手回）	個	6	A	
	ヘッドライト（単3）	個	6	A	
	防塵メガネ	個	6	A	
	カッター	個	6	A	
	万能はさみ	個	6	A	
	スケッチブック A4	冊	6	A	
	雨具	個	6	A	
	筆記用具セット	セット	6	A	
	内履き（サイズ：クリップボード（A3）	足	6	A	
BOX	ヘルメット	個	6	A	
	防寒着（上ののみ）（サイズ：ユニフォーム（上・下）（サイズ：ベスト	枚	6	A	
	安全長靴（サイズ：寝袋	セット	6	A	
	エアークッション	枚	6	A	
	毛布（1人2枚）	個	12	A	
	トランシーバー（専用バッテリーor 単3）	個	6	A	

※ 初動時に手配する資機材等の例

物品等		総定数	持出数
現金		概ね 10 万円	
緊急通行車両証		各チーム 1	
優先給油所（携行缶用ガソリン）			
公用携帯電話（可能であれば衛星電話）		各チーム 2	
Ipad 用モバイル		各チーム 1	
ノート PC、PC 用プリンター		各チーム 1	
事務用品（A4用紙、セロテープ、ガムテープ、模造紙、カラーマジック、ホチキス、電卓、ファイル、パンチ）		必要数	
飲料水・生活用水、食糧、トレベ		必要量	
冬 冬 反射式ストーブ、灯油		必要数	
夏 夏 扇風機		必要数	

【様式4】

岩手県災害派遣福祉チーム活動計画書

作成日_____年____月____日 リーダー：_____ サブリーダー：_____

● 派遣日程等

派遣期間：H _____年____月____日(____)～____月____日(____)

● 派遣先

派遣先市町村：_____ 県_____ 市・町・村

現地灾害対策本部：住所 _____

TEL _____ 担当者 _____

● 活動計画 活動先 _____ 町・地区 _____ 避難所 _____

項目	AM	PM
1		
2		
3		
4		
5		

● 追加派遣等の可能性

(備考欄)

● その他の情報

(備考欄)

岩手県災害派遣福祉チーム活動概要説明書

1 派遣主体

岩手県災害福祉広域支援推進機構

本部長： 岩手県知事

県担当課： 保健福祉部地域福祉課

事務局： 岩手県社会福祉協議会

事業者団体

岩手県社協 社会福祉法人経営者協議会
同 高齢者福祉協議会
同 障がい者福祉協議会
同 児童福祉施設協議会
同 保育協議会
岩手県介護老人保健施設協会
岩手県地域包括・在宅介護支援センター協議会
岩手県知的障害者福祉協会

専門職能団体

岩手県社会福祉士会
岩手県介護福祉士会
岩手県精神保健福祉士会
岩手県介護支援専門員協会

岩手県医師会
岩手医科大学
岩手県保健師長会
岩手県立大学
岩手県市長会
岩手県町村会

2 チームの概要

保健・医療、避難所代表者、行政、その他関係者と「連携」し支援します。

チーム編成	福祉職の混成チーム（高齢・障がい・児童・保育等）、4～6名	
活動期間	発災初期の概ね5日間程度（延長・追加派遣可能）	
活動場所	一般避難所、福祉避難所、その他の避難所等	
チーム員	職能団体会員、施設職員等	（傷害保険加入済み）

【初期対応の例】

- ・ 福祉相談体制の確立 （避難所内相談窓口のサポート等）
- ・ スクリーニング （簡易的アセスメントによる要援護者の選別）
- ・ 優先的搬送対応 （緊急入所・福祉避難所への移送等コーディネイト）
- ・ 福祉避難室確保 （一般避難所内での別室対応）

【その後の活動例】

- ・ 相談支援 （アセスメント・支援方針の策定等）
- ・ ニーズの掘り起こし （要援護者の発見等）
- ・ 環境整備 （個々の生活空間、共有スペース等の改善）
- ・ 衛生対策 （排泄・入浴・口腔ケア・感染対策等）
- ・ 情報提供 （特別な配慮が必要な方等への対応）
- ・ 生活支援 （食事・排泄等の介助・見守りなど）

【様式5】

現地情報報告書

平成 年 月 日 時 (次) チーム報告

- 派遣先 派遣先市町村 : _____ 県 _____ 市・町・村

活動先 _____ 町・地区 _____ 避難所

- 活動地域の状況

① 被 害 状 況	人的被害	
	住宅被害	
	ライフライン	
	交通	
② 避 難 状 況	避難所数	対策本部の組織の状況
	収容できない避難者（有・無）	福祉部局の状況
③ ラ イ フ リ ン	電気	見込み
	ガス	
	水道	
	ガソリン	
	通信電波	
④ そ の 他		

● 活動避難所の状況

⑤ 所在地	住所： TEL/FAX		
⑥ 交通状態			駐車場 余裕・不足 登録（要・不要）
⑦ 避難スペース	密度（過密・適度・余裕）		
⑧ 組織	代表者 (立場)		その他
	命令系統 (良好・立上げ中・これから)	自主組織	(良好・立上げ中・これから)
⑨ 医療	救護所（有・無）、地域の医師との連携（有・無）		
⑩ 環境	電気	可・不可・その他又は特記（）	
	ガス	可・不可・その他又は特記（）	
	飲み水	可・不可・その他又は特記（）	
	生活用水	可・不可・その他又は特記（）	
	電話	可・不可・その他又は特記（）	
	冷暖房	可・不可・その他又は特記（）	
	照明	可・不可・その他又は特記（）	
	洗濯機	可・不可・その他又は特記（）	
	通信電波	可・不可・その他又は特記（）	
	福祉避難室の確保【（済・可能・判断不能・その他（）】		
床（一般、福祉室）、温湿度（適・不適）履き替え（有・無）			
食事：回／日（主な内容）、栄養士（有・無）、炊出し（有・無）			
ゴミ・残飯処理（適・不適）、排泄物処理（適・不適）			
トイレ（一般箇所：良好・不良）、手洗い（箇所、消毒：有・無）			
身障用・洋式等対応（可・不可）、女性への配慮（適・不適）、オムツ対応（良好・不良）			
⑪ その他	入浴、寝具、プライバシーの確保、人間関係、空調（埃・喫煙所等）、防疫（風邪・食中毒・感染症等）、不足している物資等の特記		

【様式6】

アセスメント表・ケース記録

作成者_____

聴取り日時 月 日 時 (分)	初回・()回目 方法(面接・訪問・その他) 聴取り(本人・家族:)	高齢 身体 知的 精神、 乳幼児 妊産婦 児童 その他()
氏名	男・女	避難所内の生活場所
生年月日 T・S・H	年 月 日 (才)	
自宅住所		
携帯電話		自宅電話
『介護者、家族等』 緊急介護者(あり・なし)		『利用サービス等』
『介護度・障がい等の状況』 緊急介護度(～2・3・4・5)、身障(～3・2・1)、療育(B・A)、発達(自閉・他)、精神(3・2・1・自立医療のみ)、障がい支援区分(～2・3～6)妊娠(安定・不安定)、精神的に不安定、集團生活困難、難病		
『現在受診中の病気及び服薬等の状況』 緊急 中断できない服薬あり、ストマー(確保不可)、 その他()		『特別な医療ケア』 緊急 ケガあり・人工呼吸器、吸引、在宅酸素、人工透析、インシュリン注射、 その他の特別な医療(), 電源必要
『既往歴』		
『かかりつけ医等』		
『緊急対応策』 避難所生活(可・不可) ⇒ 緊急入院・緊急入所・他施設搬送() 別室確保・一般スペースにて(支援・見守り)		
【理由】		
本人・家族の同意(あり・なし) 同意サイン()		: 続柄()

《被災狀況》

《本人・家族のニーズ》

《避難所環境下での状況》

	食事	保清	着脱	排泄	移動	意思疎通	判断・記憶
自立							
一部介助							
全介助							
支援のポイント・備考等							

《ベッド・補装具等福祉器具等》

《当面の対応策》

別室確保・一般スペース対応

本人・家族の同意（あり・なし）同意サイン（

◎ 繩柄

ケース記録 氏名

生年月日

年 月 日

【様式7】

活動日報 【 避難所 次チーム： 年 月 日分】

※ 本日の活動内容を簡潔に、箇条書きにて記載。数字で表せるものはできる限り数字で。

活動内容	今後の対応策

その他事務局等への情報提供

岩手県災害派遣福祉チーム活動報告書

報告： 年 月 日

報告者	職名		氏名	
所属 (団体・施設等名)				
出動年月日	年 月 日			
時間経過	出動要請を受理した時刻	時	分	
	出動時刻	時	分	
	到着時刻	時	分	
	撤退時刻	時	分	
	帰着時刻	時	分	
派遣場所				
災害概要				
要請内容				
活動内容				
出動者	協力団体名	協力施設名	職種	氏名
特記事項				